和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（知事が必要と認める図書）

第２条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）第41条第１項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する基準に適合することを証した書面

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する基準に適合することを証した書面

(3) 建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関（併せて登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関に限る。）による技術的審査を受けた場合にあっては、当該指定確認検査機関が交付する基準に適合することを証した書面

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号。）Ⅱ第１．１（2）へに規定する基準の審査に当たり、品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

（知事が不要と認める図書）

第３条　規則第41条第３項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条第４号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、当該基準に適合することの確認に必要な図書とする。

（申請の取下げ）

第４条　法第53条第１項又は第55条第１項に規定する認定を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

２　前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（認定しない旨の通知）

第５条　申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第１項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第４項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（別記第２号様式）により申請者へ通知するものとする。

（建築工事完了報告書）

第６条　認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書（別記第３号様式）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告するものとする。

（認定建築主変更等届）

第７条　次に掲げる者は、認定建築主変更等届（別記第４号様式）を知事に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

（報告の徴収）

第８条　法第56条の規定による報告の徴収は、知事が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第５号様式）により行うこととする。

（建築の取りやめ）

第９条　認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の報告書（別記第６号様式）に規則第43条第１項の規定による認定通知書を添えて、行わなければならない。

（認定の取り消し）

第10条　法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取り消しの通知は、認定取消通知書（別記第７号様式）により行うこととする。

附　則

この要綱は、平成25年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年２月22日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。